

佐久穂町商工業振興助成金について

町内の商工事業者向けに下記の助成金制度を開始します。

名称	内容	助成金額等
従業員等資格取得助成事業	企業が従業員等に必要と認め、取得にかかる経費を負担した資格について、 <u>合格した際の受験料</u> を助成します。	助成対象経費の全額（2万円以上の場合は、2万円を上限とする。）
国際規格等取得助成事業	国際規格等（※1）を <u>取得するために直接要した経費</u> （施設の設備投資のための経費は除く。）の一部を助成します。	助成対象経費の3分の1以内とし、10万円を上限とする。
企業内勉強会等助成事業	企業内で自主的に開催する勉強会又は講習会の、 <u>会場使用料、講師謝礼等</u> の一部を助成します。	助成対象経費の2分の1以内とし、3万円を上限とする。ただし、1中小企業につき同一年度で1回までとする。

※1 対象となる規格等

ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ、ISO22000シリーズ、環境省が策定したエコアクション21ガイドライン2017版に定められているエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会によって定められているエコステージ。

食品加工業等においては、各種業界団体が求める衛生管理手法の認証（HACCP等）も含まれます。



助成金のご利用にあたり、ご不明な点や詳細については役場担当係までお問い合わせください。

<産業振興課 商工観光係：88-3956（直通）>